

『CADWe'll Tfas6 / Tfas6 E』時間課金レンタル利用約款(法人契約)

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Tfas6 / Tfas6 E)使用許諾契約書」及び「WebCADD.com「利用規約」」に同意の上、本約款を遵守して弊社製品『CADWe'll Tfas6』『CADWe'll Tfas6 E』(以下「本製品」)を利用することとします。

1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は『『CADWe'll Tfas6 / 6 E』時間課金レンタル 利用申込書(法人契約)』(以下「申込書」)に記載された内容とします。

「ご利用予定本数」 「1時間あたりの単価」 「保証金」 「初期費用」 「支払方法」
「請求書発行手数料」

2. 本レンタルのご利用条件

- (1) 本レンタルの契約期間は、弊社が申し込みを承諾してからお客様が弊社所定の手続きを経て解約が完了するまでとします。
- (2) WebCADD.com サービスに関しては『WebCADD.com「利用規約」』に規定の通りとします。
- (3) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネットに接続可能な環境が必要です。認証は本製品を起動する都度、および本製品を使用している間も一定間隔で行なわれます。
- (4) 本レンタルの利用は本製品を起動してから終了するまでの時間になります。本製品を起動中に本製品を操作していない間でも課金されますのでご注意ください。
- (5) メンテナンス、通信障害などにより通常のサービスを提供できない場合は、代替機能によって本製品をご利用いただく場合があります。この際のご利用分は、通常のサービスを再開後の初回接続時に計上、課金されます。
- (6) 利用料は、1日のご利用時間を0.1時間(6分)単位で集計して計算します(1円未満四捨五入)。6分未満の使用は、6分単位に切り上げられます。月初から月末までの合計利用料を月額利用料としてご請求させていただきます。
- (7) 1請求書あたりの月額利用料が5,400円(税込)未満の場合、「請求書発行手数料」を申し受けます。
- (8) 「支払方法」は振込のみです。
- ① 「本製品」出荷前に、「保証金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- ② 毎月の利用料金を「申込書」に記載された支払日までにお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (9) 「保証金」は、契約終了最終月の利用料金のお支払いを確認した後、お客様へ返還いたします。振込手数料は弊社にて負担いたします。
- (10) 「ID」及び「パスワード」とは弊社所定の手続きを経て弊社に登録された、認証情報です。お客様は、「ID」「パスワード」を第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買することはできません。「ID」「パスワード」の盗難や漏洩により、第三者によって本製品が使用された場合であっても、発生した利用料金はお客様にてお支払いいただきます。そのため、「ID」「パスワード」の取扱いには充分にご注意ください。
- (11) 利用料金の中に本製品をバージョンアップする権利が含まれておりますので、最新バージョンをご利用いただくことが可能です。

3. 契約の解約について

- (1) 『『CADWe'll Tfas6 / 6 E』時間課金レンタル 解約申込書』が15日までに弊社に到着した場合は、その月の末日が解約日になります。16日以降に到着した場合は、翌月の末日が解約日になります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に本契約を解約することができるものとします。その際、お客様が弊社レンタル製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全てのレンタル製品についてもお客様に催告することなく即座に解約できるものとします。
- ① 弊社からお客様に対して支払い督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
- ② 「ソフトウェア(CADWe'll Tfas6 / Tfas6 E)使用許諾契約書」及び「WebCADD.com「利用規約」」もしくは本約款に違反した場合。
- ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあった場合。
- ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
- ⑥ お客様自らとその役員または従業員が、暴力団を始めとする反社会的勢力であることが判明した場合、反社会的勢力と関与もしくは取引を行ったことが判明した場合、もしくは自らまたは第三者を利用し暴力行為等の違法行為をしたことが判明した場合。
- (3) 3年間ご利用実績がない場合、弊社は本レンタル契約を解約することができるものとします。

4. 使用停止について

- (1) 以下の場合、弊社はお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができるものとします。
- ① 利用料金の支払いが2ヶ月滞った場合。
- ② 上記「3. 契約の解約について(2)」に該当する場合。

以上

2014年6月1日

第2版